

恵那市三郷地区防災計画

「安心して住み続けられる三郷」への取り組み



平成27年12月

三郷地域自治区

も く じ

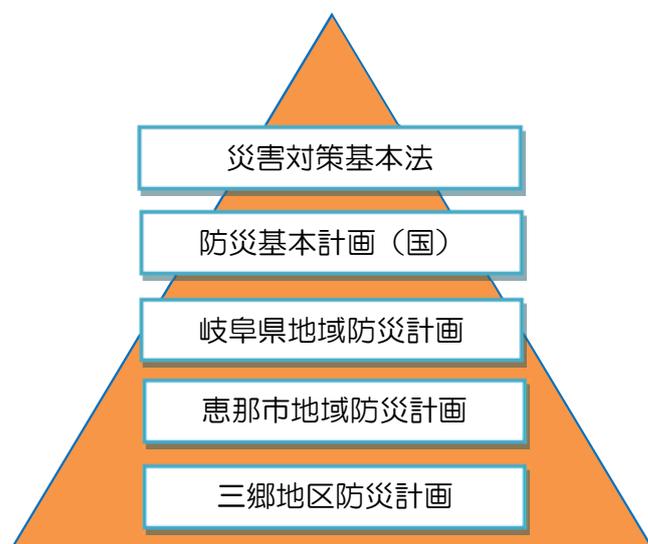
1	基本方針（地区防災の基本的な考え方）	1
2	計画対象地区と策定主体	1
3	地域の特性と予想される災害	2
4	活動内容	6
5	計画の実践と検証	10
6	行動計画	11
沿	革	13
資料編	I	逃げどきマップ（平成27年8月調整）
	佐々良木	1～20
	野井	23～33
	棕実	35～40
資料編	II	恵那市地域防災計画資料編抜粋
	三郷町自主防災組織図	1
	三郷町見守り台帳（災害時要援護者台帳・登録希望調査票）	2
	三郷町安心・安全カード	4
	危険箇所の定義	5
	災害危険箇所指定地	6
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	6
	老朽ため池状況	8
	ため池一覧	9
	山腹崩壊危険区域	12
	崩壊土砂流出危険区域	13
	土砂災害警戒区域内にある防災上注意すべき施設	13
	指定緊急避難場所及び指定避難所	14
	福祉避難所	14
	一時（いっとき）避難所	15
	防災倉庫の設置場所	15
	AEDの設置場所	16
	緊急離着陸場所（三郷近郊分）	16
	物資集積場所	16
	遺体安置所 候補地	17
	救護所及び救護病院	17
	消火栓・貯水槽設置位置図	18
	警報・注意報発表基準	58
	避難勧告等の標準的な意味合い	58
	風水害タイムライン【台風版（台風の接近に伴う場合）】	60
	風水害タイムライン【豪雨版（前線による大雨の場合）】	61
	C+DAPによる検証結果	62

1 基本方針（地区防災の基本的な考え方）

災害が発生した直後は、交通網の寸断や火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「地域の協力体制」です。

「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、地域のみみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを目指します。

この取組を計画的に推進するため、自治連合会を主体とした防災組織を構築し、この行動計画としての「三郷地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策や事業などに取り組み、地域の防災力を高めて「安心して住み続けられる三郷」になるよう取り組みます。



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「三郷地区防災計画」は、三郷町を対象として定めます。

(2) 計画策定主体

「三郷地区防災計画」は、三郷町自治連合会が主体となって定めます。

3 地域の特性と予想される災害

(1) 地域の特性

① 人口・世帯数

人口は、平成22年国勢調査によれば、2,498人で718世帯であり、3.4人／世帯となっています。高齢化率では、31.0%と市内では9番目に高い地域です。

高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増加しており、今後も一層の増加が予想されています。

家族と同居していても昼間は高齢者だけとなる世帯や乳幼児を抱えた母親だけとなる世帯、要介護者や障がい者が居る世帯などについても、避難行動要支援者として支援する取り組みが不可欠です。

② 道路網

主要道路以外は、道路幅が狭く車がすれ違うことができない道路が多くあり、生活道路は狭いうえに一本の道しかなく迂回できない所もあります。

③ 生活必需品の調達

食料品、日用品、粉ミルクや燃料類の生活必需品の調達は地域に店がないので町外に頼っています。

各家庭において7日間程度は生活できるよう、平常時から食料、飲料水、日用品、粉ミルク、離乳食、着替え、オムツなどを備蓄しておくことが必要です。

④ 避難経路

指定緊急避難場所及び指定避難所への避難距離から見ると車を利用した避難行動となります。主要な道路の大部分は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域となっており、道路を迂回しないと行けない地域も見受けられます。

このため、早い時期の避難行動が必要です。場合によっては、他地域（武並町や長島町といった近隣の避難所）の避難所への避難を考慮することも必要です。

⑤ 消防団

消防団員の定数を充足しているが、産業構造や就業構造の変化によりサラリーマン化が進み、消防団員の確保が年々難しくなっている状況です。就業時間内の消防団活動が制約を受けたり、消防団の管轄区域外に勤務しているために、消防団活動に参加できないなど、特に平日昼間の消防力低下に繋がることが懸念されています。

今後、消防団を引退した方がその豊富な経験を活かして消防団の活動に携わることが出来る機能別消防団の導入が必要とされます。

⑥ 災害時における応急対策

今まで建設会社が災害発生時の応急対策に当たってきたが、地域に建設会社がなくなったことにより応急対策が困難になっています。地域で災害時における重機などによる応援者や資機材などの提供者を登録する必要があります。

⑦ 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性

ア 野井公民館は、耐震性の問題から地震の場合は指定避難所として利用できない。

イ 恵那南部農業者トレーニングセンター体育館及びグラウンドは、土砂災害警戒区域（地すべり）に指定のため、崖崩れ、土石流、地すべり現象の場合は指定緊急避難場所及び指定避難所として利用できない。

ウ 三郷小学校グラウンドは、土砂災害警戒区域（土石流）に指定のため、崖崩れ、土石流、地すべり現象の場合は指定緊急避難場所として利用できない。

⑧ 災害時における福祉避難所

福祉避難所として明日香苑が指定されています。

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者など一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所です。

小学校などの避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に恵那市長が開設を要請します。

⑨ 原子力災害

原子力安全の防災指針にある「緊急時防護措置準備区域」は概ね30kmで、恵那市においては、福井県にある日本原子力発電株式会社の敦賀発電所から約150km、静岡県にある中部電力株式会社の浜岡原子力発電所から約100kmの位置であり、この対策の強化地域ではありません。

(2) 予想される災害

① 風水害

三郷町の河川は、土岐川源流の野井区と土岐川本流に合流する佐々良木川、洞川、木曾川本流に合流する永田川に区別されます。

降雨時に土砂礫が流れてきて堆積するなどしており、川底が高くなってきています。大雨等の場合、増水により家屋が浸水する恐れがあります。

農業用水路が高台を流れており、大雨等の場合に水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水することも考えられます。

昭和 34 年 9 月 26 日夕刻に紀伊半島先端に上陸した台風 15 号（伊勢湾台風）は、三郷町でも家屋の全壊、半壊、倒木、稲の倒伏など非常に大きな被害を受けました。

② 土砂災害

東西に走っている屏風山断層の北側の裾野に棚田が広がる田園地帯に家屋が散在しています。

北側斜面は、斜地などから剥離した岩屑（がんせつ）類が下部斜面に堆積して出来た崖錐（がいすい 注1）となっています。この崖錐の部分は角礫（かくれき 注2）が多く山から流れる水がこの角礫の間をくぐって流れることも多く、地下を洗い流し道路や耕地が陥没してしまうことも多い状況です。

このため、屏風山断層側は、土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜）、土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜・地すべり）のある箇所を多く有しています。

注1 急崖などにおいて風化生産された岩屑が、崖の基部に堆積してつくられた円錐状の堆積地形で、同時に岩屑斜面の一種である崖錐斜面を構成する。

（出典：国土地理院 HP 地形項目より）

注2 岩石の破片のうち、大きさが 2 mm 以上のものを礫という。川原の玉石のような丸いものを円礫、砂利道の砂利のような角張ったものを角礫という。

（出典：独立行政法人西行技術研究所 HP 地質学用語辞典より）

③ 豪雪災害

平成 26 年 2 月に発生した豪雪により市内で 7 箇所の孤立地域がありました。

立木の倒木などにより電力や通信の配電線、通信線が損傷し最大で 5 日間ほど電気のない生活を送った方々がありました。

三郷町では、停電や孤立はなかったものの大雪により森林などは倒木など大きな被害が発生しました。豪雪により市道などの除雪が困難な状況にあるため、多くの住宅が家から出るのが困難な状況のため通勤、通学や買物に苦慮しました。

地域で災害時における重機、資機材などの協力者を登録する必要があります。

また、豪雪による倒木をそのまま放置すると集中豪雨により、山腹崩壊などが発生して下流域などへの被害が想定されます。

④ ため池災害

三郷町には74箇所ほどの多くのため池があり、その多くは築造年代が不明の古い農業水利施設で、老朽化しているものが多いと思われます。さらに、農家数の減少などによりため池の維持管理も粗放化しているものも多いと思われます。

こうしたなか、台風、集中豪雨、地震などの自然災害時に、ため池が決壊する可能性が高まってきています。

⑤ 地震災害

三郷町における屏風山断層帯は、東は中津川市神坂から恵那市東野、三郷町を経て瑞浪市稲津町方面にかけて、ほぼ一定の高さで続く稜線が望めます。その中の最高地点が屏風山（794.1m）であり、その麓（ふもと）から屏風のように立ち上がる急な壁を持つ山塊（さんかい）が連なっています。

この急斜面の麓に屏風山断層が北東から南西方向に走っており、断層に南側が北側に向かってせりあがる逆断層になっています。その北側斜地などから剥離した岩屑類が下部斜面に堆積して出来た崖錐となっています。

今後30年の間に地震が発生する可能性については、主な活断層の中ではやや高いグループに属しています。

平均活動期間	想定マグニチュード	地震発生確率		
		今後30年以内	今後100年以内	今後300年以内
4,000～12,000年	6.8程度	0.2～0.7%	0.8～2%	2～7%

出典：岐阜気象台岐阜県の主な活断層

⑥ 恵那市の地震想定 ※出典：恵那市地域防災計画（地震対策編）

ア 海溝型地震の被害想定（南海トラフ巨大地震）

紀伊半島沖を震源とする南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0）による恵那市の想定震度は、ほぼ全域でおおよそ震度6弱です。

この地震は、地震動の継続時間が長いと推測されており、また液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があるとして予測されており、大きな被害が予想されます。

イ 内陸直下型地震の被害想定（阿寺断層系地震）

家屋が密集している地域は、被害を受けやすいと想定されます。

また、山間地域では、山崩れ、土砂崩れなどにより孤立する集落が想定されます。

阿寺断層系を震源断層とする地震（マグニチュード 7.9）による恵那市の想定震度は、市の北部が震度 5 強、南部が震度 5 弱です。

ウ 大規模広域災害としての想定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の規模となる地震であり、東日本各地に未曾有の被害をもたらしました。

こうしたことから、近い将来発生が懸念される「超」広域災害である南海トラフ巨大地震、あるいは巨大内陸地震などでは、市域を越えた広域避難など想定される被害に対して、県と県内市町村及び近隣県市町村の連携が重要となります。

4 活動内容

（1）平常時の取組

いざというときに地域の力が発揮できるよう、地域のみんで協力して防災活動に取り組みます。

① 自主防災隊の編成

平常時の防災活動及び災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、三郷町自主防災隊を編成します。

② 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、日頃から準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

③ 土砂災害警戒区域マップの普及・啓発

住まいの危険区域を周知することにより、住民の防災意識の向上を図り、減災につなげます。

④ 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

⑤ 防災資機材の点検

防災資機材は、災害発生時に活躍します。地域で日頃の点検や使い方を確認します。

⑥ 食料、水、生活必需品の備蓄

各家庭において7日間程度は生活できるよう、平常時から食料、飲料水、日用品、粉ミルク、離乳食、着替え、オムツなどを備蓄するよう普及や啓発活動を行います。

⑦ 防災訓練

防災訓練は、いざと言うときあわてず、的確に対応するために欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

⑧ 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿を作成して連絡が取れるように情報を整理し管理するようにして、安否の確認を素早く行う体制の構築を図ります。

ア 民生児童委員と定期的に情報の交換を行います。

イ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人等からの同意を得て、災害発生に備え、避難支援などの実施に必要な限度で整備します。

ウ 避難行動要支援者の身になって、防災環境の点検・改善を行います。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路などに障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

エ 隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者に複数の避難支援者を決めておきます。

オ いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。

⑨ 安心安全カードの普及

全町民を対象として急病や災害などの緊急時に必要な情報を周囲に伝え、必要な支援を受けられるよう情報を整理し管理して、必要な支援を素早く行う体制の構築を図ります。

ア 定期的に情報の更新を行います。

(2) 警報等発令時などの取り組み

① 大雨・洪水警報

ア 警報が発令されたら地域自治区会長、各区長（隊長、副隊長）及び各区長代理は自宅待機若しくは連絡が取れる体制にします。

イ 状況により、各区長の判断により各区単位で自主防災対策連絡所を設置して情報の収集にあたることも三郷振興事務所に自主防災対策連絡所を設置したこと

を報告します。

ウ 災害が発生し、若しくは発生すると予想される場合は、地域自治区会長、各区長は三郷振興事務所に集まり、自主防災対策本部を設置して情報の収集にあたるとともに、消防団三郷分団や他機関との連絡調整をします。

必要に応じて区長代理、自治会長、組長、班長及び防災士（防災アカデミー受講者を含む。以下「防災士」という。）並びに担当民生児童委員を招集します。

② 地震

震度5弱以上の発表は、地域自治区会長及び各区長は三郷振興事務所に集まり、自主防災対策本部を設置して情報の収集にあたるとともに、消防団三郷分団や他機関との連絡調整をします。

必要に応じて区長代理、自治会長、組長、班長及び防災士並びに担当民生児童委員などを招集します。

(3) 避難準備情報発令時の取り組み

① 避難準備情報の発令

各区長及び各区長代理並びに担当民生児童委員は各地域の拠点施設に集まり、自主防災対策連絡所を設置します。

自主防災対策連絡所を設置したことを三郷振興事務所に報告します。

必要に応じて自治会長、組長、班長及び防災士などを招集します。

② 避難行動要支援者等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生した、若しくは発生するおそれがある時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」といいます。

こうした避難行動要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取組を着実に進めるため、「恵那市災害時要援護者支援対策マニュアル（平成22年1月作成）」に基づき、個別支援計画等を定めます。

③ 指定緊急避難場所の開設

避難準備情報の時点で恵那市が開設する指定緊急避難場所は、三郷コミュニティセンターとします。これ以外の避難場所（野井公民館、恵那南部農業者トレーニングセンター、地域が設置した集会施設）を自主的に開設しようとする場合は、地域

で避難場所を開設して運営します。

地域で避難場所を開設した場合は、三郷振興事務所に報告します。

(4) 災害時の取り組み

地域自治区会長及び各区長は三郷振興事務所に集まり、自主防災対策本部を設置し、消防団三郷分団や他機関との連絡調整をします。

必要に応じて区長代理、自治会長、組長、班長及び防災士など並びに担当民生児童委員を招集します。

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

① 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、三郷振興事務所へ報告します。

② 安否確認

ア 大地震が発生したときは、隣近所の助け合いにより自治会が指定する一時(いつとき)避難場所に集結し、安否確認を行います。

安否確認の結果を自治会長などに報告します。

安否が不明な時は、安否確認、救出・救助活動を行うものとします。

イ 風水害が発生した、若しくは発生するおそれがある時は、隣近所の助け合いにより「逃げどきマップ」により近所の一時(いつとき)避難場所、または指定緊急避難場所などに集結し、安否確認を行います。

安否確認の結果を自治会長などに報告します。

安否が不明な時は、安否確認、救出・救助活動を行うものとします。

③ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

④ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

⑤ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送し

ます。

⑥ 避難誘導

地域住民を安全な避難場所などへ誘導します。

⑦ 給食・給水活動

地域で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

⑧ 避難所運営の協力

発災時は、自治会で避難所運営の協力を行います。その後の運営は、避難者自身で運営ができるように協力します。

5 計画の実践と検証

災害発生時に、地域住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署、消防団、防災士など各種団体などとも連携しながら、次の取り組みを中心に行います。

(1) 防災訓練の実施と検証

次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ① 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）
- ② 情報収集・伝達訓練
- ③ 救急応急措置訓練（心肺蘇生法・AED講習など）
- ④ 土のう積みなどの浸水防止措置訓練
- ⑤ 防災資機材取扱訓練
- ⑥ 給食・給水訓練
- ⑦ 啓発活動

(2) 防災意識の普及啓発

住民などの防災意識を向上させ災害に対応できる人材を育成するため、土砂災害警戒区域マップ、逃げどきマップ、災害時図上訓練（DIG）などの普及啓発活動や小中学生に対する防災教育を実施します。

(3) 避難行動要支援者、安心安全カードの更新

地域の見守り体制を実効性のあるものとするため定期的に更新し、関係機関との

間で適切な情報共有を図ります。

(4) 計画の見直し

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

6 行動計画

次の行動計画に沿って取り組みを進めていきます。

① 自主防災隊の編成

各区長は、年度初めに自主防災隊を編成して三郷振興事務所に報告します。

② 警報等発令時、避難準備情報発令時の役割分担などの確認

各区長は、年度初めに発令時における役割分担、避難誘導、連絡方法、安否確認方法などをあらかじめ定めます。

③ 避難行動要支援者、安心安全カードの把握・普及

年度初めに要支援者などの情報を把握し、年度末には避難行動要支援者及び安心安全カードの更新作業を行い後任に引き継ぎます。

④ 土砂災害警戒区域マップの普及・啓発

土砂災害警戒区域マップにより逃げどきマップを作成して、避難訓練などで検証し、必要に応じて見直し作業を行います。

⑤ 防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）の実施・検証

防災訓練、避難訓練のテーマを定めて行動計画を作成し防災訓練を行い、訓練結果を検証し、次回訓練に反映します。

⑥ 防災資機材の点検

防災訓練と併せて点検や使い方の確認を行います。

⑦ 防災知識（家庭での食料、水、生活必需品の備蓄を含む）の普及・啓発

地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

⑧ 地域の安全点検

地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、情報の共有化を図るとともに改善のための働きかけなどを行います。

⑨ 地域防災を担う防災リーダーの養成

恵那市防災アカデミー参加を呼びかけ、地域防災力の向上に取り組みます。

⑩ 地区防災計画の運用と見直し

地区防災計画に従い防災活動を実施するとともに、消防団、専門家（行政職員、防災士など）からの意見聴取をして継続的な見直しを行い、実体を伴った実効性のある地区防災計画にして行きます。

月別行動計画表

月	行 動 計 画 の 主 な 内 容
4月	自主防災隊の編成、役割分担の確認 避難行動要支援者の把握 安心安全カードの把握
6月 ～8月	防災訓練・避難訓練のテーマを定めて訓練計画を作成 逃げどきマップによる避難方法の把握、検討 地域の安全点検の実施
9月 ～10月	防災訓練、避難訓練の実施・検証 防災知識の普及・啓発 防災資器材の点検 避難訓練で逃げどきマップによる避難の実施、避難方法の検証・見直し 地区防災計画の検証・見直し
1月 ～3月	避難行動要支援者の更新及び引き継ぎ 安心安全カードの更新及び引き継ぎ 逃げどきマップの引き継ぎ 地域の安全点検結果の引き継ぎ 防災訓練、避難訓練の検証結果の引き継ぎ
5月 ～3月	地域の安全点検として、地域安全パトロール隊を編成して防犯パトロールと防災パトロールを兼ねて行い、地域の危険箇所を常に把握する（月3回）
随 時	各区で開催する会議などで各種情報の共有化、防災知識の普及・啓発 患那市防災アカデミー参加を呼びかけ

沿

革

平成 27 年 9 月 地区防災計画（素案）作成

平成 27 年 11 月 素案の修正指示

平成 27 年 12 月 地区防災計画（案）作成

平成 28 年 3 月 地区防災計画承認予定